

# 一部事務組合下北医療センターむつ総合病院公式ホームページ広告掲載要綱

平成24年1月13日

告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一部事務組合下北医療センターむつ総合病院広告掲載実施要綱（平成24年告示第1号。以下「実施要綱」という。）及び一部事務組合下北医療センターむつ総合病院広告掲載実施基準（平成24年1月13日制定。以下「実施基準」という。）に定めるもののほか、インターネット上に公開している一部事務組合下北医療センターむつ総合病院公式ホームページ（以下「病院ホームページ」という。）への広告の掲載に係る取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告」とは、広告掲載の承認を受けた者（以下「広告主」という。）の社名又は団体名を識別可能な文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告掲載の位置等)

第3条 広告を掲載する位置は、病院ホームページのトップページで管理者が指定した場所とする。

2 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ（1枠） 縦50ピクセル、横150ピクセル
- (2) データ容量（1枠） 10キロバイト以内
- (3) データ形式G I F形式（アニメーションG I F形式を含む。）、J P E G形式及びP N G形式

(広告掲載料等)

第4条 広告掲載料は、1枠につき、月額5千円とする。

2 広告掲載の期間は、1月単位とする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、掲載を希望する月の初日の20日前までに、むつ総合病院公式ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に電磁的記録媒体その他必要な書類を添え、管理者に申し込むものとする。

(広告掲載の承認)

第6条 管理者は、広告掲載を承認したときは、むつ総合病院公式ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入等)

第7条 広告主は、管理者の指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

2 既に納入した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載できなかった場合には、この限りでない。

(広告掲載の中止又は取消し)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、広告掲載を中止し、又は取り消すことができる。

(1) 指定期日までに広告掲載料の納入がなかったとき。

(2) 虚偽の広告掲載又は変更の申し込みをしたとき。

(3) 実施要綱第3条各号並びに実施基準第4条各号及び第5条各号のいずれかに該当したとき。

(免責事項)

第9条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料金の返還、損害の賠償等をむつ総合病院に請求しないものとする。

(1) むつ総合病院のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

(2) 火災、地震、水害及び落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他むつ総合病院のコンピュータへの不正アクセス等に起因するサーバー、通信回線等の事故、障害による停止

2 むつ総合病院は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合(サーバー又はソフトウェアの障害・不具合・誤作動、本サービス利用停止、顧客との取引等によるものを含み、その原因のいかんを問わない。)について、賠償する責任を負わないものとする。

(協議)

第10条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、むつ総合病院と広告主双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。